

県所管域に所在する
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

} 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長

令和 8 年度障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、障害児通所給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月15日以前に届出がなされた場合には翌月から、16日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始するとされています。ただし、令和 8 年 4 月の基本報酬及び加算算定においては、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。各種基本報酬、加算要件及び施設状況を必ず確認の上、書類の提出をお願いします。

1 提出書類

- ① 様式第 1 号 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ② 届出書類確認シート
- ③ 別紙 1 - 2 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 別紙 2 - 1 ~ 2 - 5 人員基準等適合確認シート
- ⑤ その他加算別紙

体制届の「サービス種類別提出書類一覧」を確認し、提出が必要な別紙のみ作成し添付してください。

- ⑥ 別紙60 自己評価結果に関する届出書
- ⑦ 別紙61 支援プログラムの公表状況に関する届出書

2 令和 8 年 4 月の加算等による届出の要否

新たな加算を算定・加算区分等を変更する事業所のみ	
新たに加算を算定する場合	<p>上記「1 提出書類」①～⑤を提出</p> <p>提出期限：令和 8 年 4 月 15 日（水）まで</p> <p>※本通知前に、すでに旧様式で提出済みの場合においても、<u>処遇改善加算の加算区分が新たに創設されたことから、お手数をおかけしますが、改めて新様式の体制届の提出をお願いします。</u></p>
加算の区分を変更する場合 ※ <u>処遇改善加算の区分の変更を含む</u>	
加算を算定しなくなる場合	
前年度実績に基づく基本報酬の変更がある場合	
令和 8 年 6 月以降に新設される <u>処遇改善加算区分</u> を算定する場合	
全事業所（提出必須）	
<p>上記「1 提出書類」⑥と⑦を提出</p> <p>提出期限：令和 8 年 4 月 15 日（水）まで</p>	

3 令和8年度体制届の留意点

(1) 自己評価結果等に関する届出について（児発・放デイ・保育所等訪問支援のみ）

児童発達支援及び放課後等デイサービスに加えて、保育所等訪問支援においても、事業所運営や支援内容等に関する従業者評価、自己評価、保護者評価、さらに訪問先評価の実施と公表が令和6年4月1日より義務化となり、未実施の場合、自己評価等未公表減算が適用されることとなっております。

自己評価結果等の公表及び公表内容については、県への届出が必要ですので、令和8年4月15日（水）までに「別紙60 自己評価結果に関する届出書」を郵送にてご提出ください。

(2) 支援プログラムの公表状況に関する届出について（児発・放デイ・居宅訪問型児発のみ）

令和6年4月1日より事業所ごとに5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成と公表が義務化となり、未実施の場合、プログラム未公表減算が適用されることとなっております。

支援プログラムの公表及び公表内容については、県への届出が必要ですので、令和8年4月15日（水）までに「別紙61 支援プログラムの公表状況に関する届出書」を郵送にてご提出ください。

4 加算等による届出の取扱い

令和8年4月1日から加算等に係る体制の整備が適切になされている場合であって、令和8年4月15日（水）までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

5 様式掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「5-3 令和8年度体制届に関するお知らせ（児）」

(URL) <https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=254>

6 提出先

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ あて

※ 郵送にて提出してください。ファクシミリ、メールでは受け付けられません。

また、来庁による持ち込みはご遠慮ください。

7 留意事項

- ・ 指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）に所在する事業所については、提出内容が県所管域とは異なる場合がありますので、各自治体からの通知を確認してください。
- ・ 児童指導員等加配加算における、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を加配することについて、実務経験証明書の提出は不要としますが、必要に応じて提出を求める場合があるので、確認できる資料を必ず備えておいてください。
- ・ 実地指導等で基準・算定要件を満たすことが確認できない場合は、過誤再請求の対象となることありますので、令和8年度における体制について必ず確認してください。

【問合せ先】事業支援グループ
直通 045-210-4732